

---

---

2020年度 自己点検・評価  
(JIHEE 評価基準チェックリスト)

---

---



2021年7月

## 認証評価制度に係る自己点検・評価

認証評価制度は、大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくことを目的として 2004 年度から導入されました。この制度は、すべての大学に義務付けられたもので、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を 7 年以内ごとに受審しなければなりません。

本学では 2009 年度および 2016 年度に日本高等教育評価機構（Japan Institution for Higher Education Evaluation 以下 JIHEE）による評価を受審しており、ともに「適合」の認定を受けています。これに加えて自ら点検・評価を毎年度実施することにより、大学の現状把握を行うとともに問題点を認識し、それを改善することにより大学の質保証・向上を目指してきました。

2018 年度から認証評価制度の 3 巡目が始まりました。これに合わせて、本学の自己点検・評価も従来の評価方法を全体的に見直し、JIHEE 第 3 サイクルの新評価システムを基とした大学独自のチェックリストによる評価に変更いたしました。今後もさらなる質保証を目指した取り組みを行ってまいります。

## 目 次

<b>基準 1. 使命・目的等（領域：使命・目的、教育目的）</b> .....	<b>1</b>	<b>基準 4. 教員・職員（領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援）</b> .....	<b>14</b>
基準項目 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		基準項目 4-1. 教学マネジメントの機能性	
基準項目 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		基準項目 4-2. 教員の配置・職能開発等	
<b>基準 2. 学生（領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応）</b> .....	<b>3</b>	基準項目 4-3. 職員の研修	
基準項目 2-1. 学生の受入れ		基準項目 4-4. 研究支援	
基準項目 2-2. 学修支援		<b>基準 5. 経営・管理と財務（領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計）</b> .....	<b>18</b>
基準項目 2-3. キャリア支援		基準項目 5-1. 経営の規律と誠実性	
基準項目 2-4. 学生サービス		基準項目 5-2. 理事会の機能	
基準項目 2-5. 学修環境の整備		基準項目 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック	
基準項目 2-6. 学生の意見・要望への対応		基準項目 5-4. 財務基盤と収支	
<b>基準 3. 教育課程（領域：卒業認定、教育課程、学修成果）</b> .....	<b>10</b>	基準項目 5-5. 会計	
基準項目 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		<b>基準 6. 内部質保証（領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル）</b> .....	<b>22</b>
基準項目 3-2. 教育課程及び教授方法		基準項目 6-1. 内部質保証の組織体制	
基準項目 3-3. 学修成果の点検・評価		基準項目 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	
		基準項目 6-3. 内部質保証の機能性	

○日本高等教育評価機構の評価基準に対する大阪工業大学の自己判定基準

自己判定	判定基準
S	評価基準を十分に満たしており、使命・目的を達成する取組みが特筆すべき水準にある。
A	評価基準を満たしており、使命・目的を達成する取組みが適切である。
B	評価基準を概ね満たしているが、使命・目的の達成に向けて一部改善が必要である。
C	評価基準を満たしておらず、使命・目的の達成に向けて改善が必要である。

注) エビデンス資料の添付はなし

## 基準 1. 使命・目的等（領域：使命・目的、教育目的）

### 基準項目 1 - 1. 使命・目的及び教育目的の設定

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
1-1-① 意味・内容の具体性と明確性	●使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。	●使命・目的、教育目的などを示す資料	[使命・目的] 企画課	A	—	・規定：大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則 ・ホームページ：建学の精神、教育理念と方針
			[教育目的] 教務課	A	—	
1-1-② 簡潔な文章化	●使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。	●使命・目的、教育目的などを示す資料（再掲）	[使命・目的] 企画課	A	—	・規定：大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則 ・ホームページ：建学の精神、教育理念と方針
			[教育目的] 教務課	A	—	
1-1-③ 個性・特色の明示	●使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。	●個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分）	[使命・目的] 企画課	A	—	・ホームページ：建学の精神、教育理念と方針 ・大阪工業大学読本
			[教育目的] 教務課	A	—	
			[自校教育] 創立 100 周年記念事業事務局 (常翔歴史館)	A	—	
1-1-④ 変化への対応	●社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。	●使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料	[使命・目的] 企画課	A	—	・学部長会議議事録：2004 年第 6 回、2014 年第 7 回
			[教育目的] 教務課	A	—	
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	●使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。		企画課	A	—	・ホームページ：建学の精神、教育理念と方針 ・大学案内
			教務課	A	—	

【関連する参照法令等】・学校教育法第 83 条（目的）、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）

基準項目 1 - 2. 使命・目的及び教育目的の反映

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
1-2-① 役員、教職員の理解と支持	●使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。	●使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料	法人室	A	—	・規定：学校法人常翔学園寄附行為、大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則 ・理事会・評議員会議事録
1-2-② 学内外への周知	●使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。	●使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料	[使命・目的] 企画課	A	—	・2020年度学生便覧、大学院便覧 ・ホームページ：建学の精神、教育理念と方針、学則
			[教育目的] 教務課	A	—	
1-2-③ 中長期的な計画への反映	●使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。	●中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料	[使命・目的] 企画課	A	—	・大阪工業大学第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022年度）
			[教育目的] 教務課	A	—	
1-2-④ 三つのポリシーへの反映	●使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。	●三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料	[使命・目的] 企画課	A	—	・ホームページ：建学の精神、教育理念と方針、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー
			[教育目的] 教務課	A	—	
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性	●使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。	●教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料	[使命・目的] 企画課	A	—	・規定：組織規定、大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則 ・ホームページ：大学の組織図
			[教育目的] 教務課	A	—	

【関連する参照法令等】学校教育法第 85 条（学部）、学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 57 条（外国に設ける組織）、私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

## 基準 2. 学生（領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応）

### 基準項目 2 - 1. 学生の受入れ

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度 自己判定 (S・A・B・C)	自己判定がBまたは Cの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミ ッション・ポリシーの策定と周 知	●教育目的を踏まえ、アドミ ッション・ポリシーを定め、 周知しているか。	●アドミッション・ポリシー を示す資料	入試課	S	—	・ホームページ：アドミッション・ポリシー ・各種学生募集要項（学部・大学院）
2-1-② アドミッション・ポリシーに 沿った入学者受入れの実施と その検証	●アドミッション・ポリシー に沿って、入学者選抜など を公正かつ妥当な方法によ り、適切な体制のもとに運 用しその検証を行っている か。	●アドミッション・ポリシー と入学者受入れ方法との関 連を示す資料	入試課	A	—	・規定：大阪工業大学入試委員会規定 ・2020年度入試委員会資料
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生 受入れ数の維持	●教育を行う環境の確保のた め、入学定員及び収容定員 に沿って在籍学生を適切に 確保しているか。	●収容定員及び入学定員と学 生数の現状との対比を示す 資料	入試課	A	—	・学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過 去5年間）、入学者数と入学定員との比率
基準項目全体に関わる自己判 定の留意点	●入試問題の作成は、大学が自 ら行っているか。		入試課	A	—	・2020年度入試委員会資料

【関連する参照法令等】学校教育法第90条（入学資格）、第108条（短期大学）、第122条（大学への編入学）、第132条（大学への編入学）、学校教育法施行規則第150条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第151条（特に優れた資質を有する者の認定）、第152条（入学制度の点検及び評価）、第153条（必要な在学年数）、第154条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第161条（短期大学を卒業した者の編入学）、第162条（外国の大学等に在学した者の転学）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）、第178条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第186条（大学への編入学の基準）、大学設置基準第2条の2（入学者選抜）、第18条（収容定員）

基準項目 2 - 2. 学修支援

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	●教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。	●学修支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料 ●職員・TAなどによる学修の支援体制を示す資料	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：ティーチング・アシスタント(TA)要項</li> <li>・2020年度シラバス</li> <li>・ホームページ：教育センター、専門職大学院知的財産研究科&gt;コミュレポ</li> <li>・2020年度新生・在学生ガイダンス実施要領・資料</li> <li>・2020年度全学教務委員会、教務担当委員会資料</li> <li>・アセスメント・ポリシー</li> <li>・キャリア形成支援手帳</li> <li>・フォローアップ期間利用実態調査資料</li> <li>・夏期集中パワーアップ講座案内文</li> <li>・基礎力向上講座受講促進通知文</li> <li>・教育センターニュース</li> <li>・教育センター運営体制</li> <li>・教育改善実行プラン</li> <li>・修学指導（自己点検）記録票</li> <li>・修学指導状況報告資料</li> <li>・入学準備学習プログラム実施計画、資料</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	
2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある学生への配慮を行っているか。</li> <li>●オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。</li> <li>●教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。</li> <li>●中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員・TAなどによる学修の支援体制を示す資料（再掲）</li> <li>●退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策の検討状況などを示す資料</li> </ul>	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：ティーチング・アシスタント (TA) 要項</li> <li>・2020年度シラバス</li> <li>・ホームページ：教育センター、専門職大学院知的財産研究科&gt;コミュレポ</li> <li>・2020年度学科長・幹事会資料</li> <li>・2020年度教務委員会、各学部教務委員会、教務担当委員会資料</li> <li>・修学指導実施計画資料</li> <li>・TA研修会</li> <li>・TA採用稟議</li> <li>・TAガイダンス資料</li> <li>・入学準備学習プログラム実施計画</li> <li>・夏期集中パワーアップ講座案内文</li> <li>・基礎力向上講座（数学）受講促進通知文</li> <li>・教育センターニュース</li> <li>・教育センター運営体制</li> <li>・特別配慮者一覧</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	

【関連する参照法令等】 大学設置基準第2条の3（教員と事務職員等の連携及び協働）、第25条（授業の方法）

## 基準項目 2 - 3. キャリア支援

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。</li> <li>●就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャリア支援に関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料</li> <li>●就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料</li> </ul>	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度学生便覧、大学院便覧</li> <li>・2020年度シラバス</li> <li>・ホームページ：就職サポート&gt;就職サポート体制、就職行事と活動の流れ、キャリア形成&gt;エクステンション講座のご案内</li> <li>・PROGテスト解説会実施報告</li> <li>・PROGテスト結果</li> <li>・教員向けPROGテスト解説会資料</li> <li>・進路決定学生のアンケート</li> <li>・TOEIC-IPテスト案内</li> <li>・TOEIC無料講座精算報告書</li> <li>・WEBテスト説明会資料</li> <li>・インターンシップ事前学習資料</li> <li>・インターンシップ説明会資料</li> <li>・キャリア形成支援手帳</li> <li>・パンフレット「採用へのご案内」</li> <li>・学内合同企業説明会参加企業数一覧</li> <li>・企業懇談会プログラム、参加企業一覧</li> <li>・企業等来訪受付件数表</li> <li>・業界企業研究会資料</li> <li>・資格講座ガイド</li> <li>・OIT就職ナビ：就職活動ハンドブック</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	S	—	
			教務課	A	—	
			就職課	A	—	

【関連する参照法令等】大学設置基準第42条の2（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

基準項目 2 - 4. 学生サービス

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
2-4-① 学生生活の安定のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているか。</li> <li>●奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。</li> <li>●学生の課外活動への支援を適切に行っているか。</li> <li>●学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生相談室、保健室などの利用状況を示す資料</li> <li>●奨学金給付・貸与状況を示す資料</li> <li>●学生の課外活動などへの支援状況を示す資料</li> <li>●社会人、編入、転入学生などへの支援状況を示す資料</li> </ul>	学生課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度学生便覧</li> <li>・2020年度大学院便覧</li> <li>・ホームページ：Growth Garden、学生食堂・総合サービスセンター</li> <li>・ホームページ：奨学金制度、学生貸付金、アルバイト紹介、健康相談、健康診断に関すること、医療関連情報、学校感染症について</li> <li>・2020年度奨学金出願・採用状況</li> <li>・2020年度日本学生支援機構奨学生の貸与・受給について</li> <li>・2020年度学内他の給付制奨学金の受給について</li> <li>・2020年度学生生活・就職等に関する資料</li> <li>・2020年度外国人留学生 奨学金受給状況および授業料減免者について</li> <li>・課外活動ハンドブック 2020</li> <li>・2020年度クラブマニュアル</li> <li>・2020年度大阪工業大学モノラボプロジェクト活動マニュアル</li> <li>・2020年度学生相談件数（大宮・梅田・枚方キャンパス）</li> <li>・2020年度学生利用状況（保健室）</li> </ul>
			厚生課（保健室含む）	A	—	

【関連する参照法令等】 大学設置基準第 42 条（厚生補導の組織）

基準項目 2 - 5. 学修環境の整備

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	●教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。	●施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料	会計課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ：情報センター、図書館、福利厚生施設</li> <li>・課外活動ハンドブック 2020</li> <li>・2020年度クラブマニュアル</li> <li>・2020年度大阪工業大学モノラボプロジェクト活動マニュアル</li> <li>・Library Guide 2020</li> <li>・学校基本調査：土地</li> <li>・消防計画</li> <li>・建物構造別面積</li> <li>・稟議書（建物の破損・老朽箇所、空調の更新や耐震補強工事等）</li> <li>・枚方キャンパス陸上競技場兼サッカー場整備工事</li> </ul>
			工学部事務室	—	—	
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	—	—	
			学生課	S	—	
			図書館事務室	A	—	
			情報センター事務室	A	—	
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。</li> <li>●適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。</li> <li>●教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備しているか。</li> </ul>		工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ：MONOLAB、インキュベーション・ラボ、ナノ材料マイクロデバイス研究センター、八幡工学実験場、ロボティクス&amp;デザインセンター、イノベーションラボ、知的財産文献保管室、院生研究室、研究・教育施設、図書館、情報センター利用案内&gt;オープン利用について</li> <li>・Library Guide 2020</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	
			図書館事務室	A	—	
			情報センター事務室	A	—	
2-5-③ 施設・設備の利便性（バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	●施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。		会計課	B	第2部室センター等一部の古い建物では、段差にスロープ・昇降機が無い箇所がある。校舎立替時に随時整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設改善工事定期報告書（建築物）</li> <li>・学内バリアフリー一覧表</li> </ul>
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理	●授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分挙げられるような人数となっているか。	●授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料	教務課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度受講者統計表</li> </ul>

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度 自己判定 (S・A・B・C)	自己判定がBまたは Cの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	●施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。		施設課	B	旧建築基準法〔昭和56(1981)年6月1日施行令改正〕以前に建築された大宮キャンパス5・7号館及び、八幡工学実験場研究棟Iがある。 大宮キャンパス5号館は2020年度に解体済、7号館は2024年度以降に解体する予定である。八幡工学実験場研究棟Iは、2021年度に耐震改修工事を計画している。 以上のとおり、計画的に耐震性能の確保を図っている。	・私立学校施設の耐震改修状況調査

【関連する参照法令等】大学設置基準第24条（授業を行う学生数）、第34条（校地）、第35条（運動場）、第36条（校舎等施設）、第37条（校地の面積）、第37条の2（校舎の面積）、第38条（図書等の資料及び図書館）、第39条（附属施設）、第39条の2（業学実務実習に必要な施設）、第40条（機械、器具等）、第40条の2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第40条の3（教育研究環境の整備）、第47条（共同学科に係る校地の面積）、第48条（共同学科に係る校舎の面積）、第49条（共同学科に係る施設及び設備）、第58条（学校教育法第103条に定める大学についての適用除外）、第60条（段階的整備）

基準項目 2 - 6. 学生の意見・要望への対応

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	●学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。	●学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料	企画課 (IRセンター)	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度学生便覧、大学院便覧</li> <li>・ホームページ：学生生活について</li> <li>・学生アンケート調査</li> <li>・院生意見交換会記録</li> </ul>
			工学部事務室	A	—	
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			学生課	A	—	
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	●学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。	●学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料	企画課 (IRセンター)	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度学生便覧、大学院便覧</li> <li>・ホームページ：学生生活について</li> <li>・学生アンケート調査</li> </ul>
			工学部事務室	A	—	
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			学生課	A	—	
厚生課	A	—				
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	●施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか	●施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料	企画課 (IRセンター)	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度学生便覧</li> <li>・ホームページ：学生生活について</li> <li>・学生アンケート調査</li> <li>・院生意見交換会記録</li> </ul>
			工学部事務室	A	—	
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			学生課	A	—	

## 基準 3. 教育課程（領域：卒業認定、教育課程、学修成果）

### 基準項目 3 - 1. 単位認定、卒業認定、修了認定

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	●教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。	●ディプロマ・ポリシーを示す資料	工学部事務局	A	—	・ホームページ：ディプロマ・ポリシー
			ロボティクス&デザイン工学部事務局	A	—	
			情報科学部事務局	A	—	
			知的財産学部事務局 大学院知的財産研究科事務局	A	—	
			教務課	A	—	
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	●ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。	●単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料	工学部事務局	A	—	・規定：大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則、大阪工業大学工学部履修規定、大阪工業大学ロボティクス&デザイン工学部履修規定、大阪工業大学情報科学部履修規定、大阪工業大学知的財産学部履修規定、大阪工業大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位認定取扱規定 ・2020年度学生便覧、大学院便覧 ・2020年度シラバス、WEBシラバス ・2020年度各学部履修申請要領 ・ホームページ：ディプロマ・ポリシー
			ロボティクス&デザイン工学部事務局	A	—	
			情報科学部事務局	A	—	
			知的財産学部事務局 大学院知的財産研究科事務局	A	—	
			教務課	A	—	
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	●ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。（再掲）	●単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA (Grade Point Average) などの活用状況を示す資料 ●学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料	工学部事務局	A	—	・規定：大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則、大阪工業大学工学部履修規定、大阪工業大学ロボティクス&デザイン工学部履修規定、大阪工業大学情報科学部履修規定、大阪工業大学知的財産学部履修規定 ・2020年度学生便覧、大学院便覧 ・2020年度シラバス ・2020年度各学部履修申請要領 ・2020年度全学教務委員会、教務担当委員会資料 ・修学指導依頼文 ・成績確認願
			ロボティクス&デザイン工学部事務局	A	—	
			情報科学部事務局	A	—	
			知的財産学部事務局 大学院知的財産研究科事務局	A	—	
			教務課	A	—	

【関連する参照法令等】学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）、学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 148 条（修業年限が四年を超える学部の在学期間）、第 149 条（在学期間の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）、大学設置基準第 21 条（単位）、第 25 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 27 条（単位の授与）、第 28 条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 29 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 31 条（科目等履修生等）、第 32 条（卒業の要件）、第 33 条（授業時間制をとる場合の特例）、第 44 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 45 条（共同学科に係る卒業の要件）、学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）

基準項目 3 - 2. 教育課程及び教授方法

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知	●教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。	●カリキュラム・ポリシーを示す資料	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度大学院便覧</li> <li>・ホームページ：カリキュラム・ポリシー、本学における教員養成に対する理念等、本学における教職課程指導体制</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	●カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。		工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度大学院便覧</li> <li>・ホームページ：カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・マトリクス</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。</li> <li>●シラバスを適切に整備しているか。</li> <li>●履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料</li> <li>●履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料</li> </ul>	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：大阪工業大学工学部履修規定、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザイン工学部履修規定、大阪工業大学情報科学部履修規定、大阪工業大学知的財産学部履修規定</li> <li>・2020年度学生便覧、大学院便覧</li> <li>・2020年度シラバス、WEBシラバス</li> <li>・2020年度各学部履修申請要領</li> <li>・ホームページ：カリキュラム・ポリシー</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	
3-2-④ 教養教育の実施	●教養教育を適切に実施しているか。	●教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：大阪工業大学工学部教務委員会規定、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザイン工学部教務委員会規定、大阪工業大学情報科学部教務担当委員会内規、大阪工業大学知的財産学部教務委員会規定</li> <li>・2020年度シラバス</li> <li>・ホームページ：教育センター</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室	A	—	
			教務課	A	—	

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。</li> <li>●教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。</li> </ul>	●教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：大阪工業大学 FD 委員会規定、大阪工業大学工学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザイン工学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学情報科学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学知的財産学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学大学院知的財産研究科自己評価・IR 委員会規定</li> <li>・2020年度シラバス</li> <li>・ホームページ：ラーニング・コモンズ</li> <li>・2020年度教務委員会資料</li> <li>・FD NEWS</li> <li>・授業アンケート実施依頼文</li> <li>・授業参観実施要領</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			教務課	A	—	

【関連する参照法令等】学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第113条（教育研究活動状況の公表）、学校教育法施行規則第4条（学則の記載事項）、第24条（指導要録の作成）、第28条（表簿）、第163条（学年の始期及び終期）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）、大学設置基準第6条（学部以外の基本組織）、第7条（教員組織）、第10条（授業科目の担当）、第10条の2（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）、第11条（授業を担当しない教員）、第12条（専任教員）、第13条（専任教員数）、第14条（教授の資格）、第15条（准教授の資格）、第16条（講師の資格）、第16条の2（助教の資格）、第17条（助手の資格）、第19条（教育課程の編成方針）、第20条（教育課程の編成方法）、第22条（一年間の授業期間）、第23条（各授業科目の授業期間）、第25条（授業の方法）、第25条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第26条（昼夜開講制）、第27条の2（履修科目の登録の上限）、第30条の2（長期にわたる教育課程の履修）、第31条（科目等履修生等）、第42条の3の2（学部等連係課程実施基本組織）、第43条（共同教育課程の編成）、第46条（共同学科に係る専任教員数）、第49条の2（工学に関する学部の教育課程の編成）、第60条（段階的整備）

基準項目 3 - 3. 学修成果の点検・評価

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度 自己判定 (S・A・B・C)	自己判定がBまたは Cの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学 修成果の点検・評価方法の確 立とその運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三つのポリシーのうち、特 にディプロマ・ポリシーを 踏まえた学修成果を明示し ているか。</li> <li>●学生の学修状況・資格取得 状況・就職状況の調査、学生 の意識調査、卒業時の満足 度調査、就職先の企業アン ケートなどを実施し、大学 が定めた多様な尺度・指標 や測定方法に基づいて学修 成果を点検・評価している か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学修成果を示す資料</li> <li>●学修成果の点検・評価の尺 度・指標や測定方法を示す 資料</li> </ul>	企画課 (IRセンター)	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C-Learning 教員向け説明資料</li> <li>・授業アンケート学内ホームページ告知</li> <li>・授業アンケート集計結果</li> <li>・IR年報</li> <li>・学生アンケート集計結果</li> <li>・進路決定学生のアンケート</li> <li>・ディプロマ・サブプリメント・システム</li> <li>・DSシステムを用いた修学指導総括表</li> <li>・就職内定状況</li> <li>・キャリア形成支援手帳</li> <li>・授業参観実施要領</li> </ul>
			工学部事務室	A	—	
			ロボティクス&デザ イン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究 科事務室	A	—	
			教務課	A	—	
			就職課	A	—	
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導 等の改善へ向けての学修成果 の点検・評価結果のフィード バック	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学修成果の点検・評価の結 果を教育内容・方法及び学 修指導の改善にフィードバ ックしているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学修成果の点検・評価の結 果の分析及び教育改善への フィードバックを示す資料</li> </ul>	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ：FD 刊行物</li> <li>・授業アンケート集計結果（学科へのフィードバック添 書）</li> <li>・DSシステムを用いた修学指導総括表</li> <li>・教員に対する通知（フィードバックコメントのお願い）</li> <li>・FD 委員会資料</li> <li>・FD NEWS</li> </ul>
			ロボティクス&デザ イン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究 科事務室	A	—	
			教務課	A	—	

【関連する参照法令等】 大学設置基準第 25 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

## 基準4. 教員・職員（領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援）

### 基準項目4-1. 教学マネジメントの機能性

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	●学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。	●大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則 ●学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料	[大学全体] 庶務課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定：組織規定、大阪工業大学学則、大阪工業大学大学院学則</li> <li>大阪工業大学 2020 年度学長方針</li> </ul>
			[大学全体] 企画課	A	—	
			工学部事務室	A	—	
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使命・目的の達成のため、教員・学長の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築</li> <li>●大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。</li> <li>●副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。</li> <li>●教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。</li> <li>●教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。</li> <li>●大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。</li> </ul>	●教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料	[大学全体] 庶務課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定：大阪工業大学自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学大学・大学院運営会議規定、大阪工業大学学生委員会規定、大阪工業大学教務委員会規定、大阪工業大学情報センター運営委員会内規、大阪工業大学ものづくりセンター運営委員会内規、大阪工業大学工学部教授会規定、大阪工業大学工学部学科長会議規定、大阪工業大学大学院工学研究科委員会規定、大阪工業大学大学院工学研究科幹事会規定、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザインセンター運営委員会内規、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザイン工学部教授会規定、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザイン工学部学科長会議規定、大阪工業大学大学院ロボティクス&amp;デザイン工学研究科委員会規定、大阪工業大学大学院ロボティクス&amp;デザイン工学研究科幹事会規定、大阪工業大学情報科学部教授会規定、大阪工業大学情報科学部学科長会議規定、大阪工業大学大学院情報科学研究科委員会規定、大阪工業大学知的財産学部教授会規定、大阪工業大学大学院知的財産研究科委員会規定</li> </ul>
			[大学全体] 企画課	A	—	
			[教授会等] 工学部事務室	A	—	
			[教授会等] ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			[教授会等] 情報科学部事務室	A	—	
			[教授会等] 知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性	●教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。	●職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料	人事課	A	—	・規定：組織規定、事務分掌規定、任用規定、事務職員任用基準、医療職員任用基準、事務系職員人事評価規定、事務系職員人事評価委員会規定
			庶務課	A	—	

【関連する参照法令等】学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第93条（教授会）、第114条（準用規定）、学校教育法施行規則第26条第5項（懲戒）、第143条（教授会）、大学設置基準第13条の2（学長の資格）、第41条（事務組織）、第42条（厚生補導の組織）

※基準4における「職員」は、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。

## 基準項目4-2. 教員の配置・職能開発等

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置	●大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。 ●教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。	●設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料 ●教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料	庶務課	A	—	・規定：任用規定、特任教員規定、大阪工業大学教員選考基準、大阪工業大学大学院教員選考規定 ・2020年度 大阪工業大学教員人事について
4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施	●FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。	●FD (Faculty Development) 実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料、その他教員研修計画及びその実施状況を示す資料 ●教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料	庶務課	A	—	・規定：任用規定、特任教員規定、大阪工業大学教員選考基準、大阪工業大学大学院教員選考規定、大阪工業大学工学部自己評価・IR委員会規定、大阪工業大学ロボティクス&デザイン工学部自己評価・IR委員会規定、大阪工業大学情報科学部自己評価・IR委員会規定、大阪工業大学知的財産学部自己評価・IR委員会規定、大阪工業大学知的財産研究科自己評価・IR委員会規定 ・教員評価の基本方針 ・教員評価結果について ・ホームページ：FD刊行物 ・授業参観案内文書 ・授業参観実施要領 ・FD・SDフォーラム開催案内文書 ・FD NEWS ・教職員研修ワークショップ参加者宛て案内文書
			工学部事務室	A	—	
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
教務課	A	—				

【関連する参照法令等】学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、大学設置基準第6条（学部以外の基本組織）、第7条（教員組織）、第10条（授業科目の担当）、第11条（授業を担当しない教員）、第12条（専任教員）、第13条（専任教員数）、第14条（教授の資格）、第15条（准教授の資格）、第16条（講師の資格）、第16条の2（助教の資格）、第17条（助手の資格）、第25条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第46条（共同学科に係る専任教員数）、第49条の3（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）、第49条の4（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）、第60条（段階的整備）

### 基準項目 4 - 3. 職員の研修

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	●職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。	●職員の資質・能力向上のための研修の計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料	人事課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修ガイド</li> <li>・TOEIC-IP テスト受験通知（学長室長発信）</li> <li>・FD・SD フォーラム開催案内、配付資料</li> <li>・大阪工業大学 FD・SD 活動等の目的・方針と活動計画について</li> </ul>
			教務課	A	—	
			庶務課	A	—	

【関連する参照法令等】学校教育法第114条（準用規定）、大学設置基準第41条（事務組織）、第42条の3（研修の機会等）  
 ※基準4における「職員」は、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。

### 基準項目 4 - 4. 研究支援

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理	●快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。	●研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ：産学連携・研究支援</li> <li>・学生アンケート調査</li> <li>・新規採用教員の研究環境整備にかかる助成金</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			企画課 (IRセンター)	A	—	
			研究支援・社会連携センター	A	—	
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用	●研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。	●研究倫理の確立を示す資料	研究支援・社会連携センター	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：学校法人常翔学園学術研究倫理憲章、学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン、大阪工業大学研究倫理委員会規定、大阪工業大学における研究費の不正使用防止に関する規定、大阪工業大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定、大阪工業大学研究記録管理規定</li> <li>・ホームページ：公的研究費の責任体系について、研究費の不正使用防止に関する責任体系、研究活動における不正行為防止に関する責任体系、大阪工業大学における公的研究費の不正防止計画</li> </ul>

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
4-4-③ 研究活動への資源の配分	●研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。	●研究活動への資源の配分状況を示す資料	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：論文掲載助成金内規</li> <li>・工学部間接経費配分一覧</li> <li>・ロボティクス&amp;デザイン工学部長による教員表彰</li> <li>・2020年度研究助成費依頼文書（教員宛）</li> <li>・2020年度研究助成費配分通知（教員宛）</li> <li>・2020年度教員活動評価結果に関する報告について</li> <li>・大阪工業大学競争的資金による間接経費取扱方針</li> <li>・競争的資金間接経費配分計画書</li> <li>・科研費奨励研究費配分</li> <li>・大阪工業大学ブランド創出研究課題設立</li> <li>・2020年度事務系職員 2020年4月1日付人事発令（URAの配置）</li> <li>・2020年度研究プロジェクト助成金募集について</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			庶務課	A	—	
			会計課	A	—	
			研究支援・社会連携センター	A	—	
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	●研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。		研究支援・社会連携センター	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究支援・社会連携センター月曜定例会議 資料</li> <li>・イノベーションデイズシーズ展示</li> <li>・ホームページ：産学連携・研究支援、RESEARCH PROJECT、研究シーズ集等</li> <li>・科学研究費助成事業（科研費）等申請支援にかかるアドバイス体制について</li> </ul>

【関連する参照法令等】 大学設置基準第40条の3（教育研究環境の整備）

## 基準 5. 経営・管理と財務（領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計）

### 基準項目 5 - 1. 経営の規律と誠実性

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持	●組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。	●経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など	総務課法規係	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定：学校法人常翔学園行動規範、監事監査規定、内部監査規定、公益通報等に関する規定、人権侵害の防止に関する規定、個人情報の保護に関する規定、学校法人常翔学園利益相反ポリシー、USR 推進委員会規定、人権侵害防止委員会規定、学園個人情報保護委員会規定、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章、学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン</li> <li>COMPLIANCE CARD</li> <li>コンプライアンスハンドブック</li> <li>学校法人常翔学園ガバナンスコード</li> </ul>
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力	●使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。	●経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など（再掲）	総務課経営企画係	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-Vision 22ー常翔学園創立 100 周年に向けて</li> <li>学校法人常翔学園 2020 年度事業計画、事業報告書</li> <li>2020 年度理事長指針・学校長方針</li> <li>大阪工業大学第Ⅲ期中期目標・計画 2020 年度評価</li> </ul>
			企画課	A	—	
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境や人権について配慮しているか。</li> <li>●学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能しているか。</li> </ul>	●環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料	[環境保全] 施設課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定：エネルギー管理規定、エネルギー管理規定施行細則、学校法人常翔学園危機管理規定、自衛保安隊に関する内規、大阪工業大学人権侵害防止委員会規定、保安業務規定、防火・防災管理規定</li> <li>2020 年度学生便覧、大学院便覧</li> <li>ホームページ：A E D 設置場所について、ハラスメントへの取組み</li> <li>大阪工業大学学校安全計画</li> <li>消防計画</li> <li>災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書</li> <li>災害用備蓄品一覧</li> <li>緊急地震速報システム運用マニュアル</li> <li>一斉連絡・安否確認システム運用マニュアル</li> <li>大阪工業大学災害時行動マニュアル</li> </ul>
			[人権への配慮] [安全への配慮] 庶務課	A	—	
			[人権への配慮] 学生課	A	—	
			[安全への配慮] 総務課 危機管理係	A	—	

【関連する参照法令等】学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表）、私立学校法第 24 条（学校法人の責務）、第 26 条の 2（特別の利益供与の禁止）、第 33 条の 2（寄附行為の備置き及び閲覧）、第 45 条（寄附行為変更の認可等）、第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第 49 条（会計年度）、第 63 条の 2（情報の公表）

## 基準項目 5 - 2. 理事会の機能

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度 自己判定 (S・A・B・C)	自己判定がBまたは Cの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意 思決定ができる体制の整備と その機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。</li> <li>●理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機動的な意思決定のための仕組み（常務理事会、政策調整機関など）を示す組織図・資料</li> </ul>	法人室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：学校法人常翔学園寄附行為、経営会議規定</li> <li>・理事会出席状況</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●理事会機能の補佐体制を示す資料</li> <li>●理事会権限委任、理事の職務分担などを示す資料</li> </ul>	総務課経営企画係	A	—	
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。</li> </ul>		法人室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会出席状況</li> </ul>

【関連する参照法令等】私立学校法第 35 条（役員）、第 35 条の 2（学校法人と役員との関係）、第 36 条（理事会）、第 37 条（役員の職務等）、第 38 条（役員の選任）、第 39 条（役員の兼職禁止）、第 40 条（役員の補充）、第 44 条の 2（役員对学校法人に対する損害賠償責任）、第 44 条の 3（役員第三者に対する損害賠償責任）、第 44 条の 4（役員の連帯責任）、第 48 条（報酬等）

基準項目 5 - 3. 管理運営の円滑化と相互チェック

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。</li> <li>●理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。</li> <li>●教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料</li> <li>●教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料</li> </ul>	監事室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：経営会議規定</li> <li>・2020年度理事長指針</li> <li>・2020年度大阪工業大学学長方針</li> <li>・業務監査報告書</li> </ul>
			法人室	A	—	
			総務課経営企画係	A	—	
			庶務課	A	—	
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。</li> <li>●監事の選任は適切に行われているか。</li> <li>●評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人の業務、財産及び役員業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料</li> <li>●監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料</li> <li>●監事の職務執行の支援状況を示す資料</li> <li>●評議員会への諮問状況を示す資料</li> </ul>	監事室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：学校法人常翔学園寄附行為、監事監査規定、経営会議規定、組織規定、事務分掌規定</li> <li>・会計監査報告書</li> <li>・業務監査報告書</li> <li>・内部監査計画書</li> <li>・内部監査報告書</li> <li>・評議員会議事録</li> </ul>
			内部監査室	A	—	
			法人室	A	—	
			総務課経営企画係	A	—	
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。</li> <li>●監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べているか。</li> <li>●評議員の評議員会への出席状況は適切か。</li> </ul>		監事室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：学校法人常翔学園寄附行為</li> <li>・理事会出席状況</li> <li>・評議員会出席状況</li> </ul>
			法人室	A	—	

【関連する参照法令等】私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第37条（役員の職務等）、【第41条、第42条、第43条（評議員会）】、第44条（評議員の選任）、第44条の2（役員が学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員が第三者に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員が連帯責任）、第46条（評議員会に対する決算等の報告）、第48条（報酬等）

## 基準項目 5 - 4. 財務基盤と収支

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	●中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。	●事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料 ●中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料	財務課	A	—	・学校法人常翔学園ホームページ：事業報告書・財務状況 ・大阪工業大学 2022 年長期目標、第Ⅲ期中期目標・計画 ・予算書
			会計課	A	—	
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	●安定した財務基盤を確立しているか。 ●使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。 ●使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。	●事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、活動区分資金収支計算書関係比率（法人全体） ●文部科学省に提出した計算書のコピー（過去 5 年間）又は計算書及び独立監査人の監査報告書（過去 5 年間） ●予算書、財産目録など（最新のもの） ●金融資産の運用状況（過去 5 年間）	財務課	A	—	・財務比率推移 ・学校法人常翔学園ホームページ：事業報告書・財務状況 ・金融資産運用状況報告書

【関連する参照法令等】私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

## 基準項目 5 - 5. 会計

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
5-5-① 会計処理の適正な実施	●学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。	●監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む） ●資産運用に関する規則	財務課	A	—	・規定：資金運用規定、予算編成規定、予算執行規定、決算規定 ・監事監査報告書 ・理事会評議員会議事録
			会計課	A	—	
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施	●会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。		監事室	A	—	・規定：監事監査規定、内部監査規定 ・独立監査人の監査報告書
			内部監査室	A	—	
			財務課	A	—	
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	●予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。		財務課	A	—	・二次補正予算書 ・予算決算委員会報告書
			会計課	A	—	

## 基準 6. 内部質保証（領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル）

### 基準項目 6 - 1. 内部質保証の組織体制

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。</li> <li>●内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。</li> <li>●内部質保証のための責任体制が明確になっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部質保証に関する全学的な方針を示す資料</li> <li>●内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料</li> </ul>	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：大阪工業大学自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学工学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学ロボティクス&amp;デザイン工学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学情報科学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学知的財産学部自己評価・IR 委員会規定、大阪工業大学大学院知的財産研究科自己評価・IR 委員会規定</li> <li>・アセスメント・ポリシー</li> <li>・大阪工業大学自己評価・IR 委員会資料・議事録</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			企画課	A	—	

### 基準項目 6 - 2. 内部質保証のための自己点検・評価

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度自己判定(S・A・B・C)	自己判定がBまたはCの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。</li> <li>●エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。</li> <li>●自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料</li> <li>●自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料</li> </ul>	工学部事務室	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ：認証評価、自己点検・評価</li> <li>・アセスメント・ポリシー</li> <li>・大阪工業大学第Ⅲ期中期目標・計画</li> <li>・JABEE 認定審査結果報告書</li> <li>・大阪工業大学自己評価・IR 委員会 資料・議事録</li> </ul>
			ロボティクス&デザイン工学部事務室	A	—	
			情報科学部事務室	A	—	
			知的財産学部事務室 大学院知的財産研究科事務室	A	—	
			企画課	A	—	
6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●IR 機能の構築及び活動状況を示す資料</li> </ul>	企画課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定：大阪工業大学 IR センター規定</li> <li>・アセスメント・ポリシー</li> <li>・2020年度 大阪工業大学自己評価・IR 委員会 資料・議事録</li> <li>・IR センター構成員の任命稟議</li> <li>・IR 年報</li> </ul>

【関連する参照法令等】学校教育法第 109 条（認証評価制度）、学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価）、大学設置基準第 1 条（趣旨）

基準項目 6 - 3. 内部質保証の機能性

JIHEE 評価の視点と自己判定の留意点等			担当部署	2020年度 自己判定 (S・A・B・C)	自己判定がBまたは Cの場合、その理由	エビデンス資料
評価の視点	自己判定の留意点	エビデンスの例示				
6-3-① 内部質保証のための学部、学 科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確 立とその機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三つのポリシーを起点とし た内部質保証が行われ、そ の結果が教育の改善・向上 に反映されているか。</li> <li>●自己点検・評価、認証評価及 び設置計画履行状況等調査 などの結果を踏まえた中長 期的な計画に基づき、大学 運営の改善・向上のために 内部質保証の仕組みが機能 しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三つのポリシーを起点とし た教育の質保証活動とその 結果に基づく改善状況を示 す資料</li> <li>●自己点検・評価、認証評価及 び設置計画履行状況等調査 などの結果への改善状況を 示す資料</li> </ul>	企画課	A	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度 大阪工業大学自己評価・IR委員会 資料・議 事録</li> <li>・ホームページ：認証評価、自己点検・評価</li> <li>・大阪工業大学第Ⅲ期中期目標・計画</li> </ul>

【関連する参照法令等】学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、大学設置基準第 1 条（趣旨）、私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）